

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第2編 設計積算業務</b></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>第103条 業務内容</b></p> <p>受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>(1) 業務計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第13条 業務計画書に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 設計協議</p> <p>① 発注者と受注者が行う設計協議は、原則として管理技術者及び現場技術員が行い、打合せ回数は、対象工事1件あたり、当初と成果品納入時の2回とする。</p> <p>② 発注者は当初打合せ時に委託内容の説明を行うとともに、「設計積算業務事前協議チェックシート」（第3号様式）により成果品の納品方法等について受発注者間で協議するものとする。</p> <p>③ 発注者は前項の協議により、業務に必要な資料（詳細設計成果品等）を受注者に貸与するものとする。</p> <p>④ 変更設計書を作成する際の設計協議は、工事の進捗に合わせ、その適切な時期に行うものとする。</p> <p>(3) 積算に必要な現地調査</p> <p>① 受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で調査職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について調査職員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に調査職員とその内容を協議のうえ、行うものとする。</p> <p>② 受注者が行う現地調査は、管理技術者及び現場技術員が設計積算に必要な軽微な測量を含めて行うものとする。</p> <p>(4) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成</p> <p>受注者は、設計成果等の貸与資料を基に、工事設計書の作成に必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、ここでいう「加工、追加等」には、工区割りが必要な場合における現況へのすり付けのための、単純な図面や数量の修正を含むものとする。</p> <p>(5) 不足資料等の作成</p> <p>① 仮設等検討</p> <p>受注者は、工事の発注等にあたり、想定していた施工条件等が変更となった場合、仮設計画等の見直しを行うとともに、発注にあたり不足する図面や数量計算書の作成を行うものとする。</p> <p>② 不足図面等作成</p> <p>受注者は、施工条件の変更などに伴い、新たに図面・数量を作成する必要がある場合や図面・数量に修正が生じた場合に、変更内容に応じ、不足する図面・数量計算書の作成等を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 設計積算業務</b></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>第103条 業務内容</b></p> <p>受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>(+) 設計協議</p> <p>① 発注者と受注者が行う設計協議は、原則として管理技術者及び現場技術員が行い、打合せ回数は、当初と成果品納入時の2回とする。</p> <p>② 発注者は当初打合せ時に委託内容の説明を行うとともに、「設計積算業務事前協議チェックシート」（第3号様式）により成果品の納品方法等について受発注者間で協議するものとする。</p> <p>③ 発注者は前項の協議により、業務に必要な資料（詳細設計成果品等）を受注者に貸与するものとする。</p> <p>④ 変更設計書を作成する際の設計協議は、工事の進捗に合わせその適切な時期に行うものとする。</p> <p>(-) 積算に必要な現地調査</p> <p>① 受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で調査職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について調査職員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に調査職員とその内容を協議のうえ、行うものとする。</p> <p>② 受注者が行う現地調査は、管理技術者及び現場技術員が設計積算に必要な軽微な測量を含めて行うものとする。</p> <p>(-) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成</p> <p>受注者は、設計成果等の貸与資料を基に、工事設計書の作成に必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。</p>

発注者支援業務共通仕様書 新旧対照表

新	旧
<p>③ 設計額試算</p> <p>受注者は、発注者から提供された資料等に基づき、必要に応じて概算の数量計算を行った上で、対象工事の設計金額について試算を行うものとする。なお、2回程度までの試算については、設計積算業務標準歩掛（当初設計、変更設計、概算数量設計）に含まれる。</p> <p>(6) 積算資料作成</p> <p>受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（入札説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。</p> <p>(7) 積算システムへの積算データ入力及び設計書の作成</p> <p>① 受注者は、標準積算基準書等及び前項の結果を基に、積算システムへの積算データ入力を行い、設計書を作成するものとする。また、設計書は確認チェックを行うものとする。</p> <p>② 受注者は標準積算基準書等に掲載のない基準（協会歩掛等）の使用については、調査職員と協議するものとする。</p> <p>(8) 概算数量設計における図面作成及び数量計算</p> <p>受注者は、発注者から貸与される各種台帳等の既存資料をもとに、概算数量相当の発注図面や数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(9) 作業状況等の報告</p> <p>受注者は、設計積算業務を円滑に遂行するために、原則として主要作業の区切り目、作業の内容及び進捗状況等について調査職員と密に連絡を取りながら作業を進めるものとする。</p> <p>(10) 設計変更の対応</p> <p>受注者は、設計変更に伴う当初図面の修正及び数量計算等について行うものとするが、この場合は別途、設計変更の費用を計上するものとする。ただし、構造物の安定計算を必要とするような大規模な設計変更は対象外とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	<p>(4) 積算資料作成</p> <p>受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（入札説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。</p> <p>(5) 積算システムへの積算データ入力及び設計書の作成</p> <p>① 受注者は、標準積算基準書等及び前項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、設計図書を作成するものとする。また、設計図書は確認チェックを行うものとする。</p> <p>② 受注者は標準積算基準書等に掲載のない基準（協会歩掛等）の使用については調査職員と協議するものとする。</p> <p>(6) 作業状況等の報告</p> <p>受注者は、設計積算業務を円滑に遂行するために、原則として主要作業の区切り目、作業の内容及び進捗状況等について調査職員と密に連絡を取りながら作業を進めるものとする。</p> <p>(7) 設計変更の対応</p> <p>受注者は、設計変更に伴う当初図面の修正及び数量計算等について行うものとするが、この場合は別途、設計変更の費用を計上するものとする。ただし、構造物の安定計算を必要とするような大規模な設計変更は対象外とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>